

くにたち郷土文化館の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

提出者 国 立 市 長 永 見 理 夫

(説 明) 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

くにたち郷土文化館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び所在地

名 称 くにたち郷土文化館
所在地 国立市谷保 6 2 3 1 番地

2 指定管理者の名称及び所在地

名 称 公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団
所在地 国立市富士見台 2 丁目 4 8 番地の 1

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで